

意見書

「川崎天然ガス発電所 3・4 号機増設計画」計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）に係る東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 75 条の 2 第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
舩添 要一

記

第 1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：川崎天然ガス発電株式会社
代表者：代表取締役社長 新井 修嗣
所在地：神奈川県川崎市川崎区扇町 12 番 1 号
- 2 対象事業の名称
川崎天然ガス発電所 3・4 号機増設計画
- 3 事業実施想定区域
神奈川県川崎市川崎区扇町 12 番 1 号

第 2 意見

【全般的事項】

本事業は、電力の小売りが全面的に自由化され電気の購入先を自由に選択することができるようになることから、これに対応すべく、安価で環境負荷が少ない電気を安定供給することを目的とし、最新のコンバインドサイクル発電方式による天然ガス火力発電設備（約 55 万 kW×2 機（3・4 号機））を増設するものである。

事業実施想定区域は、神奈川県川崎市川崎区の工業専用地域であり、その区域面積は、約 274,400 m²である。また、事業実施想定区域である川崎市は、大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の総量規制地域となっている。

本事業の事業実施想定区域においては、重要な種のカワウ及びコチドリの生息が確認さ

れていることから、施設の存在に伴う生息環境への影響が考えられる。また、周辺には眺望点が存在しており、施設の存在に伴う主要な眺望景観への影響も考えられる。

更に、二酸化炭素排出量が多い火力発電所については、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性があることも必要である。

以上のことを踏まえ、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書の作成に当たっては、環境への影響を的確に予測・評価するため、適切な方法を選択するとともに、環境保全措置を具体的に検討し、環境への影響を回避・低減することが重要である。

【個別事項】

（大気質）

微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダントについては環境基準の達成率が低く、その生成機構も複雑であることから、大気環境の改善における残された大きな課題となっている。

本配慮書の計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果においては、PM2.5 及び光化学オキシダントに関する記述はないが、その原因物質となる窒素酸化物を排出することから、方法書段階において、その取扱いについて記述すること。

第3 その他

環境影響評価の項目の選定に当たっては、参考項目を勘案しつつ、事業特性、地域特性、地域住民等の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえ適切に行うこと。

また、選定した計画段階配慮事項のほか、具体的な事業計画の策定に伴い、新たに調査、予測及び評価が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、方法書以降の図書に反映させること。